

令和2年7月14日

各施設管理者様  
各指定介護事業所管理者様

大阪市福祉局高齢者施策部  
事業者指導担当課長

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。また、新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましては、この間、適切な支援にご尽力いただきありがとうございます。

さて、大阪府においては、6月14日以降、新型コロナウイルス陽性患者の発生が増加傾向にあり、特に、20代を中心とする若者の感染が全体の約8割を占め、夜の街の関係者及び滞在歴のある人への感染が拡大しているとの状況が確認されております。

このような中、大阪府では、7月12日に新型コロナウイルスに関連した患者の発生等の状況が「府民に対する警戒の基準」に達したことを受け、「第21回大阪府新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、イエローステージ（警戒）の期間における対応方針に基づく取組みが決定されました。

つきましては、重症化が懸念される高齢者や基礎疾患を有する方々等が利用される社会福祉施設等におかれましては、これまでも感染防止対策に取り組んでいただいているところですが、別添資料をご参考に、より一層の感染拡大防止対策と、職員からの感染を防ぐための職員への注意喚起や健康管理の徹底をお願いいたします。

なお、本市ホームページにおいて、社会福祉施設等関係者の方向けに、感染症対策の動画やチェックリスト等を掲載しておりますので、あわせてご活用ください。

#### 【別添】

- 第21回大阪府新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料（抜粋）「イエローステージの対応方針に基づく要請」
- 大阪府福祉部作成資料「社会福祉施設等の皆様への注意喚起」

#### 【大阪市ホームページ「介護保険事業者の方への情報提供について」】

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000497459.html>

#### 【お問い合わせ先】

大阪市福祉局高齢者施策部

介護保険課（指定・指導グループ）

Tel:06-6241-6310 Fax:06-6241-6608

【ガイダンスが流れたら「4」】

次のガイダンスが流れたら「1」】

## イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請

資料2-1

① 区域 大阪府全域

② 期間 イエローステージ（警戒）の期間

(第1次取組期間7月31日まで。ただし、感染拡大の状況に応じて判断)

③ 実施内容（特措法第24条第9項に基づく）

### ●府民への呼びかけ

- ① 3密で唾液が飛び交う環境を避けてください。
- ② 感染防止宣言ステッカーのないバー、キャバクラ、ホストクラブ等の夜の街のお店の利用を自粛してください。
- ③ 重症化や死亡リスクが高い高齢者及び基礎疾患のある方は、感染リスクの高い環境の施設を避けてください。

- ・ 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ、又は大阪コロナ追跡システム登録をお願いします。
- ・ 夜の街関連施設の従業員及び利用者の方は、少しでも症状が有る場合は検査受診をお願いします。  
(相談先は新型コロナ受診相談センター)

### ○20代を中心とする大学生・専修学校生等への注意喚起

1

## イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請

### ●イベントについて

- ・ 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底
- ・ 主催者は、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策を徹底

### ●施設について（事業者への呼びかけ）

- ・ 業種別ガイドラインの遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）をお願いします。
- ・ 大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成など追跡対策をお願いします。
- ・ 施設内での感染拡大が懸念される高齢者施設等は、徹底した感染防止対策をお願いします。
- ・ 夜の街関連施設の従業員の方に、少しでも症状が有る場合は検査受診を勧めてください。  
(相談先は新型コロナ受診相談センター)

### ○府HPやSNSでの広報、関係団体への周知に加え、感染の多い地区での街頭呼びかけ等を実施 ○夜の街（ミナミ）関連における臨時の検査場の設置

### ●学校について

- ・ 授業形態は、平常授業
- ・ 教室の人数は、通常（40人まで）
- ・ 感染リスクの高い活動（近距離での活動、合唱・管楽器演奏等）について、感染防止対策のさらなる徹底

2

# 社会福祉施設等の皆様への注意喚起

20代を中心夜の街の滞在歴がある人への感染が拡大しています。  
施設等へのウイルスの持ち込み防止など、感染拡大防止策の徹底をお願いします。

- ① 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡）  
ほか、定められた感染拡大防止対策の徹底
- ② 特に職員からの感染を防ぐため、職員への注意喚起、健康管理の徹底  
※症状がある方は早めにかかりつけ医又は「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」  
[\(<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryō/osakakansensho/corona-denwa.html>\)](http://www.pref.osaka.lg.jp/iryō/osakakansensho/corona-denwa.html)  
にご相談ください。